

市第31号議案

地域ケアプラザ及び地区センターの指定管理者の指定

次のように地域ケアプラザ及び地区センターの指定管理者を指定する。

令和 5 年 9 月 7 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市上永谷駅前地域ケアプラザ及び横浜市上永谷駅前コミュニティハウス	港南区下永谷四丁目21番10号	社会福祉法人同塵会 理事長 松 井 住 仁	横浜市上永谷駅前地域ケアプラザ及び横浜市上永谷駅前コミュニティハウスの供用開始の日から令和11年3月31日まで
横浜市新羽地域ケアプラザ及び横浜市新羽コミュニティハウス	港北区新吉田町6,001番地の6	社会福祉法人横浜共生会 理事長 村 松 紀美枝	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提 案 理 由

横浜市上永谷駅前地域ケアプラザ等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

地 方 自 治 法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）